

飼養衛生管理マニュアル作成について

飼養衛生管理基準の改正に伴い、家畜(牛、めん山羊、家きん)の飼養者は令和4年2月1日までに「飼養衛生管理マニュアル」を作成し、従業員や関係者等へ周知・徹底することが義務づけられました。

【マニュアルに規定する項目】

- (1) 従事者が当該農場以外で行う動物の飼養及び狩猟における禁止事項
- (2) 海外渡航時及び帰国後の注意事項
- (3) 海外からの肉製品の持込み(郵便物による持込を含む。)に関する注意喚起
- (4) 農場内への不適切な物品の持込の禁止
- (5) 可能な限り、工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組
- (6) 持ち込む工具、機材、食品等の取扱い
- (7) 猫等の愛玩動物の衛生管理区域内での飼育禁止
- (8) 野生動物の衛生管理区域内への侵入防止
- (9) 農場における防疫のための更衣
- (10) 手指、衣服、靴、物品、車両、施設等の洗浄及び消毒に関する具体的な方法、消毒薬の種類、作用時間及び乾燥時間等

マニュアル作成に当たっては、獣医師等の専門家の意見を反映させ、随時見直しを行って下さい。

農林水産省のホームページや家畜保健衛生所でもひな形等を準備していますので、ご相談下さい。

飼養衛生管理
マニュアル

〇〇農場

～伝染病から家畜を守り抜きましょう！～

